

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

津奈木町簡易水道室より大切なお知らせ

**2019年（令和元年）10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新制に変わりました！**

2019年（令和元年）10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、
現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。

有効期限が従来の無期限から**5年間**となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

申請受付期間が近づきましたら、更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛に別途通知いたします。なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご了承ください。

※旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なりますのでご注意ください。

（下表参照）

指定を受けた日	申請受付期間	初回有効期間満了日
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年6月1日～令和2年7月31日	令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年6月1日～令和3年7月31日	令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年6月1日～令和4年7月31日	令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年6月1日～令和5年7月31日	令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年6月1日～令和6年7月31日	令和6年9月29日

●指定更新の要件は**水道法第25条の3（指定の基準）**を準用し
下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

◎指定更新申請時に3項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎3項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

●指定の更新手数料 ・1件につき10,000円（非課税）

お問い合わせ先・・ 津奈木町建設課 簡易水道室

〒869-5692 津奈木町大字小津奈木2123番地

TEL:0966-78-3100 FAX:0966-78-3116